

(情報公開制度) 令和3年(2021年)度公文書開示の実施状況詳細				
整理番号	公文書の申請内容または件名	決定内容	石狩市情報公開条例 不開示(却下)事項 《別表(条例第8条第2項関係) 該当事項》	【担当課】
1	石整備第403号令和3年2月26日付け	一部開示	・第5号(市政運営情報): 情報公開制度において、開示等決定通知書の名宛人となる請求者又は関係者名が一般に開示されるとすると、当該制度の利用希望者が請求を控えることも想定され、制度運営に著しい支障が生じるおそれがあると認められる。 ・第7号(法令秘情報): 審査会条例第5条第4項で非公開審議となっている審査請求事案に係る情報で、公開を予定していない情報であり、公にすることができないことが明らかである。	建設水道部都市整備課
2	石整備第430号に記載されている令和3年3月12日付け審査請求書	不開示	・第3号(意思形成過程情報): 審査会において現に非公開審議中の諮問案件の内容の一部を表す情報であり、開示により当該案件について偏った印象・評価が形成され、市民に不当な混乱を招き、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある。このことは、審査会答申及び市の裁決前の段階において、答申及び裁決についての適正な意思形成に著しい支障が生じると明らかに認められる。 ・第7号(法令秘情報): 審査会条例第5条第4項で非公開審議となっている審査請求事案に係る情報で、公開を予定していない情報であり、公にすることができないことが明らかである。	建設水道部都市整備課
3	株式会社〇〇〇〇の商品を利用している場合、利用部署、商品名、金額が分かる文書(2019年度及び2020年度の2年分)	一部開示	・第2号(事業活動情報): 法人代表者の印影は、一般的に法人等が事業活動を行う上での重要な内部管理に属する情報であり、このような情報を外部に対して明らかにするかどうかは、本来法人等が自らの業務とのかかわりの中で自主的に決定すべきことである。本件請求対象文書において、法人印は特定の書類に限定して用いられ、むやみに公にしているとは認められず、公にした場合にその各種書類の偽造等に悪用されるおそれがある。	生涯学習部市民図書館
4	森林経営計画書 石狩第2団地(令和2年5月1日以降の変更のすべて)、厚田第4団地(平成30年4月1日以降の変更のすべて)	一部開示	・第1号(個人情報): 個人に関する情報で、特定の個人が識別される個人情報に当たるため。	企画経済部林業水産課
5	2020年6月1日から2021年5月31日までの損害保険契約締結案件のうち、傷害保険・賠償責任保険・動産総合保険・機械保険・火災保険に関する文書(仕様書、保険証券、契約保険会社の決定方法に関する文書。入札・見積合わせの場合は入札書・見積書を含む。)	一部開示	・第1号(個人情報): 企業の業務担当者氏名等及び一般人である被保険者の氏名・性別・年齢等の情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。 ・第2号(事業活動情報): 法人印は第三者に知れると悪用のおそれが高く、当該法人の正当な利益を害することが明らかであると認められる。市が民間法人から借用した動産に掛けた保険について、動産名・保管場所・保険料等は第三者に動産の資産価値を推測させ、動産の盗難や転売のおそれを高めるものであり、所有者である法人の正当な利益を害することが明らかである。	総務部総務課
6	環境省「再エネ最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業」申請書類一式	一部開示	・第2号(事業活動情報): 石狩市における再エネ事業検討研究会の一部の委員の企業名・肩書・氏名が同業他社に知れた場合、開示時点でリリースしていない企業独自の製品開発等の事業内容を容易に推測できるため、開示により当該企業の競争上の地位を害することが明らかであると認められる。	企画経済部企業連携推進課
7	石狩市の地番が載った図面(公図、地籍図、地番参考(現況)図等、図面種類・精度は問わない)で、2020年中の登記異動修正済のshapeデータ。	取下げ	請求時点で、対象となっている2020年データの更新が未了なので、更新後に再度請求予定。	財政部税務課
8	花畔第二土地区画整理事業に係る、施行地区位置図、換地図、新旧地番対照表	取下げ	条例第17条: 対象文書が石狩市証明等手数料条例別表の33で「土地区画整理事業の成果等に関する証明等」として、所定の手数料の支払いにより写しの交付を受けられる文書に該当するため	建設水道部建設総務課
9	1. 2018年以降、生活保護の一時扶助(暖房器具、冷房器具)の支給実績が分かるもの 2. 一時扶助の支給が決定した世帯の種類、支給の経緯、事由がわかるもの 3. 現業員が定期訪問等で用いる調査票 4. ケースワーカーの過去10年間の人数、充足率、一人当たりの担当世帯数がわかるもの 5. 生活保護の「実施体制」の整備について、北海道の監査による指摘事項がわかるもの(過去10年間)	取下げ	照会に対して、数字のデータによる報告という形式で対応することで、請求者と担当課が合意。	保健福祉部福祉総務課
10	石狩市の地番が載った図面(公図、地籍図、地番参考(現況)図等、図面種類・精度は問わない)で、2020年中の登記異動修正済のshapeデータ。	全部開示	条例第12条第1項	財政部税務課
11	総合保健福祉センターりんくる、厚田保健センター、花川南コミュニティセンターの3施設の施設平面図	一部開示	第1号(個人情報): 製図担当者名等が個人情報に該当するため	総務部総務課
12	令和2年4月1日以降に提出された建設リサイクル法に基づく届出書のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を解体工事の場所とするもの	不存在	条例第12条第2項	建設水道部建築住宅課
13	固定資産情報管理システムの令和3年1月1日現在の石狩市内全域の地番(面・線)、字界、字名のデータ及び令和3年度の公開用路線価図PDFデータ	全部開示	条例第12条第1項	財政部税務課

14	石狩市が石狩湾を一般海域洋上風車建設の促進地域に指定を求めるために北海道に提供した情報に関わる公文書	一部開示	<ul style="list-style-type: none"> ・第1号（個人情報）：担当者のメールアドレスが個人情報に該当するため ・第2号（事業活動情報）：①市に接触等のあった事業者のうち、環境影響評価手続きを開始していない事業者名は、石狩市沖において事業実施を検討している段階であり、そのことが競業他社に知られることで当該事業者の競争上の地位等を害することが明らかであると認められる。②組合代表者の印影が公開されることにより、第三者による悪用が可能になり、当該組合の利益を害することが明らかであると認められる。 ・第3号（意思形成過程情報）：公文書中の「利害関係者」は、国の事業において本市が考える利害関係者として現在は北海道と市及び当該者間で協議を行っている段階にあり、意思形成の途上にある。市がこれを開示することで、当該利害関係者等に無用な混乱を生じさせることにより、利害関係者の特定についての適正な意思形成に著しい支障が生じると明らかに認められる。 ・第4号（国等協力関係情報）：①本件対象文書は北海道の依頼により市が作成したものであり、対象文書中の「利害関係者」は、本市が考える利害関係者であって、国等の手続の中で正式に「利害関係者」と決定されたわけではない。市がこれを開示することで、「利害関係者」とされた者あるいはされなかった者と、市や北海道との間で誤解や混乱が生じ、市と北海道、あるいは市と「利害関係者」とされた者等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められる。②「これまで市に接触のあった事業予定者」は開示していない情報であり、事業予定者が先行して当該情報を得ることで事業予定者が作成する事業計画書が国による事業者選定手続で優位に働く可能性があることから、事業者選定手続の公正性が損なわれる恐れがあり、市と国との協力関係を著しく損なうおそれがあると認められる。 	企画経済部企業連携推進課、環境市民部環境課
----	--	------	---	-----------------------

（個人情報保護制度）令和3年（2021年）度個人情報開示の実施状況詳細

整理番号	公文書の申請内容または件名	決定内容	石狩市個人情報保護条例 不開示（却下）事項等	【担当課】
1	該当なし			

令和3年（2021年）度審査請求申立の状況詳細 ※令和2年（2020年）度からの継続案件

整理番号	申立内容	決定内容	決定経過	【担当課】
1	令和3年2月26日付け石整備第403号で行った公文書の一部開示決定処分を取り消し、全部不開示とする旨の裁決を求める。（第三者からの提出）	棄却	令和3年4月26日情報公開・個人情報保護審査会諮問（継続審議）、同年7月26日答申（原処分妥当）、同8月23日裁決	建設水道部都市整備課